

安城市と株式会社スギ薬局との地域活性化に関する包括連携協定書

安城市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、安城市内における地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携協力することにより、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- （1）健康増進・食育に関すること。
- （2）地域の安全・安心に関すること。
- （3）地域産業の振興・地産地消に関すること。
- （4）災害対策に関すること。
- （5）高齢者・障害者支援に関すること。
- （6）教育・文化・スポーツの推進に関すること。
- （7）子育て支援・青少年の健全育成に関すること。
- （8）その他、地域の活性化・市民サービスの向上及び持続可能なまちづくりに関すること。

（個別の事業等）

第3条 前条に定める連携協力事項について個別の事業等を実施する場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第4条 甲及び乙は、連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、それぞれ連絡調整に関する窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

2 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項の進捗状況について、前項に規定する連絡調整窓口を通じて、定期的に報告及び協議を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。

2 前項の規定による期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

3 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、協議の上、本協定を改廃することができる。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項の実施により知り得た相手方の秘密（当該相手方が秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを含む。）を漏らしてはならない。

2 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項の実施により知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）を第三者に漏らしてはならない。また、第1条の目的以外の目的に利用してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が有効期間を満了し、又は、解除により効力を失った後も、前2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和2年2月7日